

鳥取大学医学部における課外活動等による欠席の取扱いについて

平成28年2月23日

教授会承認

鳥取大学単位認定規則（平成16年4月9日鳥取大学規則第87号）第3条ただし書きの適用範囲に従い下記のとおり取り扱うこととし、届出の提出にあたっては事前に担当教員の承諾を得ておくこととする。

なお、演習・実験・実習を欠席する場合には、担当教員の判断により、欠席者の修得度を勘案して補習等を行うものとする。

ただし、原則として学外での実習については課外活動等による欠席を認めないものとする。

課外活動として許可する範囲

- （1）国際大会
- （2）全国大会（種目別大会、コンクール、展覧会・演奏会等を含む。）
- （3）地区大会（種目別大会、コンクール、展覧会・演奏会等を含む。）には、県大会は含まない。

条 件

- （1）課外活動サークルとして登録されていること
- （2）事前に学務課学生係に届出が提出されていること
- （3）原則として大会期間中とする。日程によっては前後に移動日を加えることができる。

学会参加として許容する範囲

- （1）国際学会
- （2）国内学会（全国学会、地方会等）

条 件

- （1）事前に、引率する分野・講座または診療科の責任者及び、科目責任者（臨床実習については欠席になる分野・講座または診療科の責任者）の文書による承諾を得ること
- （2）学務課学生係に届出を提出していること。後日、学会参加証と、報告書を提出すること

注：国際学会等で出席日数が6割以下になる場合は、別途補講等が必要になるので、関係者による協議を要する。